

# 業務部速報



No. 114

発行 26. 1. 28

JR東労組 業務部

## 「購入券制度の変更について」特定の社員(社友会)への 申11号 情報提供等に関する緊急申し入れ 第1回団体交渉を行う!

### I. 総務・法務戦略部発出の「購入券制度の変更について(2026年4月1日から)」を特定の社員(社友会)に情報提供した経過と原因を明らかにすること。

■会社回答 ■ 購入券制度の見直しに関し、関係者に確認したところ、結果として関係者以外にまで情報が伝達されたものである。

●組合 ■会社

#### ●今回の事象についての問題点として

(1)全社員に関わる内容を公式に発表されていないにも関わらず、一部社友会会員のみに展開されたことは、社員間差別、分断であり認められない

(2)2025年8月7日に運賃改定に関する説明を受けた際に、購入券の扱いについて「現在検討中で回答できない、決まり次第何らかの形でお知らせする」と回答あったが、何も説明がないことは不誠実であり、労働組合の軽視、労使関係上重要な問題である。社友会に対してのみ便宜を図り情報提供していたのであれば、不当労働行為である

(3)情報漏洩が事実であるのならば、コンプライアンス上の課題であると認識する。詳細な経過を明らかにしていただきたい。

■購入券制度の変更について、本社から支社に実態を含めて意見を聞くために、指示を出したが、具体的にどのような範囲で意見を聞くのかということを具体的に示さなかったために発生した。支社の中でも、当該の社員への伝え方、範囲も曖昧になり、当該社員も認識しないまま伝えた。指示の曖昧さで本件は発生した。労働組合に情報提供しないという意図はないことは明確に言える。社友会に伝わることを想定していなかった。

#### ●調査したのか。

#### ●なぜ、範囲を指定しなかったのか。当該の人はなぜ社友会に情報を伝えたのか。

■一部社員に情報が出ているという問題意識をもらって、本部から支社にどう伝えられたのか確認してわかった。なぜ関係者以外に伝わったのか確認したところ、範囲が具体的ではなかったと認識した。

■総務・法務部から「意見を聞いてください」とだけメール発信をした。当該の人は、購入券は広くかかわるから多くの人から聞いた方がいいと思ってやってしまった。社友会は様々意見交換する場であると思っていたようだ。

#### ●社友会のグループ LINE に展開されている！

■そのような内容は把握している。事実確認している。

#### ●社友会に情報提供されたことは事実である。便宜を図ったのなら不当労働行為である。

■会社の指示が曖昧で社員がそのようなことをしたが、本人にその様な意思はなかったので、不当労働行為にあたらないと認識している。課題認識は持っている。

#### ●業務上知り得た内容を、なぜ社友会のみなさんにいち早く展開するとなってしまうのか。

■本社から支社、当人に「意見あればお願ひします」とアバウトな指示だった。

#### ●今まで行っていたのではないかと疑念を抱く。

■伝える範囲に課題があった。

#### ●全支社・本部に同じ方法で伝えているのに、なぜこの人だけがそうするのか。

■各支社・本部確認している。当該支社のみ、この機関のみである。指示がアバウトだった。



●なぜ本人が社友会にいち早く伝えようと思ったのか確認していただきたい。会社からの説明では納得できない。

■申し入れいただいて事実確認してきた。納得できないことなので、継続して議論をしていく。会社としては、問題意識3点あったが、分断・差別はない。社友会に意図して送ったのではないので、不当労働行為にあたらないと認識している。本人に対する伝達の仕方に問題があったので、対策をしていく。



なぜこのような事象が起きたのか事実経過を明確に示し、対策を講じていくべきだ！